業種別委員会実務指針第33号

信用金庫等における監査報告書の文例について

平成17年３月11日
改正　平成19年４月４日
改正　平成20年５月20日
改正　平成22年５月18日
最終改正　平成24年１月12日
日本公認会計士協会

本指針は、信用金庫等における監査報告書の文例（公認会計士法第34条の10の４第２項に規定する無限責任監査法人の場合で、指定証明であるときの適正意見の文例）を示すものである。

本指針の対象とする信用金庫等とは、信用金庫、労働金庫及び信用組合並びに公認会計士法施行令第10条第１号から第３号に規定する全国を地区とする信用金庫連合会、労働金庫連合会及び信用協同組合連合会をいう。

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

○○信用金庫（注１）
理事会　御中（注２）

○　○監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　○○○○　印
指定社員
業務執行社員　公認会計士　○○○○　印
（注３）

当監査法人（注４）は、信用金庫法第38条の２第３項（注５）の規定に基づき、○○信用金庫の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、信用金庫法（注６）及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行（注７）に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注４）の責任は、当監査法人（注４）が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人（注４）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人（注４）に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人（注４）の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注４）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注４）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注４）は、上記の計算書類及びその附属明細書が、信用金庫法（注６）及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行（注７）に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

金庫（注８）と当監査法人又は業務執行社員（注４）との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）　労働金庫の場合には「労働金庫」、また信用組合の場合には「信用組合」とする。

（注２）　監事を宛名とする場合には、以下とする。

監事（常勤）　○○○○
監事　　○○○○
監事　　○○○○

（注３）①　会計監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

○　○ 監 査 法 人
代 表 社 員
業務執行社員　　公認会計士　　○○○○　印

業務執行社員　公認会計士　○○○○　印

② 会計監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

○ ○ 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　○○○○　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　○○○○　印

③ 会計監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

○○○○　公認会計士事務所

公認会計士　○○○○　印

○○○○　公認会計士事務所

公認会計士　○○○○　印

（注４）　会計監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

（注５）　労働金庫の場合には「労働金庫法第41条の２第３項」、また信用組合の場合には「協同組合による金融事業に関する法律第５条の８第３項」とする。

（注６）　労働金庫の場合には「労働金庫法」、また信用組合の場合には「協同組合による金融事業に関する法律」とする。

（注７）　信用金庫法施行規則第31条第２項第２号、労働金庫法施行規則第27条第２項第２号及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則第25条第２項第２号では、会計監査人は監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているか否かについて意見を表明することを求めている。すなわち、会計監査人が監査を行い、適正性を判断するに当たっての拠り所を「会計の慣行」という用語により規定している。

また、平成22年４月13日付けで「信用金庫法施行規則」、「労働金庫法施行規則」及び「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」が改正され、信用金庫等の合併に際して、いわゆる持分プーリング法が原則適用となること、及び金融商品の時価等の開示について「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が認められる等、企業会計とは異なる取扱いが認められたことを踏まえ、計算書類等に対する経営者の責任の拠り所を文中「信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行」として示した。

（注８）　信用組合の場合には「組合」とする。

（注９）　監査報告書の取扱いについては、以下の監査基準委員会報告書を参考にされたい。

- 監査基準委員会報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- 監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- 監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」

・　監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」

・　監査基準委員会報告書560「後発事象」

また、除外事項付意見を表明する場合等の監査報告書の文例については、監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」を参考にされたい。

適用

１．本報告は、平成17年３月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。

２．「業種別委員会報告第33号「信用金庫等における監査報告書の記載文例について」の改正について」（平成19年４月４日）は、平成19年３月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。

３．「業種別委員会報告第33号「信用金庫等における監査報告書の文例について」の改正について」（平成20年５月20日）は、平成20年５月20日から適用する。

４．「業種別委員会報告第33号「信用金庫等における監査報告書の文例について」の改正について」（平成22年５月18日）は、平成22年３月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。

５．「業種別委員会報告第33号「信用金庫等における監査報告書の文例について」の改正について」（平成24年１月12日）は、平成23年４月１日以後開始する事業年度に係る監査から適用する。

以　　上